

<報道発表資料>

令和 3 年 3 月 31 日

**「令和3年度 埼玉県雇用対策協定に基づく事業計画」を
策定しました**

埼玉県と埼玉労働局は「埼玉県雇用対策協定」に基づく令和3年度事業計画を策定しました。

- この事業計画に示された埼玉労働局による雇用施策と埼玉県の講ずる雇用・産業振興・福祉施策等が、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されることで、就職氷河期世代の方、高年齢者、女性、障害者など就業を希望する誰もが意欲と能力に応じて活躍できる環境の整備が図られます。

また、ウィズ・ポストコロナ時代の雇用対策、県内企業が必要とする人材の確保、企業の生産性向上に向けた新たな働き手の掘り起こし、各人の状況に応じた能力開発等、きめ細やかな就職支援を行うことが可能となります。

- 「令和2年度 埼玉県雇用対策協定に基づく事業計画」の概要は資料No.1で、計画全文は資料No.2です。

※ 埼玉県知事と埼玉労働局長は、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために、平成29年3月28日に「埼玉県雇用対策協定」を締結しました。協定の締結により、国と県が地域の課題に対する認識の共有を図り、それぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確化しています。

(参考資料参照)

●問合せ先

埼玉県 産業労働部 雇用労働課 総務・企画担当 中野、増田
電話 048-830-4534

埼玉労働局 職業安定部 職業安定課 電話 048-600-6208